

弘前市は企業の成長
を応援します!!



弘前市専門家活用事業 補助金のご案内

NEW

1 事業の目的

食、精密、アパレル、ライフ、IT関連産業に係る事業を行う者が、生産性向上、競争力強化、販路拡大、経営力向上等に資する専門知識を有した外部人材を活用する場合の経費の一部を市が負担します。

2 補助対象者

市内に事業所を有する食料品、清涼飲料、酒類、金属製品、業務用機械器具、電子部品、デバイス、電気機械器具、精密機器、繊維製品、医療用機械器具、ライフ系(健康、福祉)プロダクト、情報通信、デザイン、広告の開発又は製造を行う者。(市税等滞納者を除く)

3 支援内容例

- ◆新事業・新分野に進出したいのでアドバイスを受けたい。
 - ◆新商品を開発するに当たってアドバイスを受けたい。
 - ◆現場の生産性向上、品質管理の観点からアドバイスを受けたい・・・etc
- ※上記はあくまで一例です。経営力の向上に繋がる取組について幅広く対象としています。

4 補助対象経費及び金額

(補助対象経費) ①報償費(専門家謝礼) ②旅費(交通費、宿泊費)
(補助率) 1/2(専門家活用1回あたりの上限5万円×最大4回まで活用可能)
(補助金上限額) 1件当たり20万円(5万円×4回)

※補助制度は予算に限りがあるため、ご希望に沿えない場合もございます。

(例) 専門家に係る謝礼が8万円、旅費が2万円の場合で年度内に4回活用する場合、企業の負担合計は20万円となります。
合計: 8万円(謝礼) + 2万円(旅費) = 10万円 → 10万円 × 1/2 = 5万円 (1回あたりの企業負担分)
→ 5万円 × 4回 = 20万円 (トータルの企業負担分。残り20万円は市が補助。)

申込み

弘前市役所 商工振興部 産業育成課
〒036-8551 弘前市上白銀町1-1 前川新館5階

問合せ先

TEL:0172-32-8106(直通)
FAX:0172-35-1105

